

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 稲敷市 (都道府県: 茨城県)
 本事業の担当部局名 まちづくり推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業																																				
区分	結婚新生活支援																																				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越し費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)																																				
個別事業名	稲敷市結婚新生活支援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続																																
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			事業開始年度	令和 3 年度																																
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000				円																																
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当市では、令和2年に策定された『第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、「稲敷市らしさのある結婚・出産・子育て支援」を掲げ、少子化対策として、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の継続」、「特色ある教育の充実」、「出会いサポートの充実」などを行ってきたが、婚姻数(令和4年89件)・婚姻率(令和4年2.3)・合計特殊出生率(H30年～R4年平均0.99)ともに低下を続け、いずれも茨城県の平均よりも低い状況にあり、さらに対策を講じる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 子育て支援や教育の充実のほか、若年夫婦向けの住宅取得補助制度や単身者向けの結婚支援事業(カップリングパーティーの開催、いばらき出会いサポートセンター登録料補助等)を実施している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 当市で実施している若年夫婦向けの住宅取得・リフォーム補助で補助対象としていない、賃貸費用や引っ越し費用を補助対象とする事業であるため、市内で新生活を始めようとする若年夫婦への経済的不安の解消に向けて、より広い範囲で補助を行えるものと捉えている。</p>																																				
個別事業の内容 ※(注)3	<p>1. 概要</p> <p>【補助対象要件】</p> <table border="1"> <tr> <td>・所得要件</td> <td>✓</td> <td>夫婦の合計所得が500万円未満</td> <td></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・年齢要件</td> <td>✓</td> <td>夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯</td> <td></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>【補助上限額】</p> <table border="1"> <tr> <td>29歳以下の場合</td> <td>✓</td> <td>各費用に係る合計が60万円</td> <td></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>39歳以下の場合</td> <td>✓</td> <td>各費用に係る合計が30万円</td> <td></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象費目】</p> <table border="1"> <tr> <td>✓</td> <td>家賃</td> <td>✓</td> <td>住宅購入費用</td> <td>✓</td> <td>リフォーム費用</td> <td>✓</td> <td>引越し費用</td> </tr> </table> <p>【継続補助】 継続補助規定の有無 有</p> <p>【その他独自要件】</p> <p>夫婦のいずれも市税の滞納がないこと。 住宅取得費用については、「稲敷市三世代同居マイホーム取得助成金」の交付を受けていないこと。 リフォーム費用については、稲敷市が行う他のリフォーム補助事業による補助金等の交付を受けていないこと。</p>					・所得要件	✓	夫婦の合計所得が500万円未満		自治体独自基準の場合		・年齢要件	✓	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		自治体独自基準の場合		29歳以下の場合	✓	各費用に係る合計が60万円		自治体独自基準の場合		39歳以下の場合	✓	各費用に係る合計が30万円		自治体独自基準の場合		✓	家賃	✓	住宅購入費用	✓	リフォーム費用	✓	引越し費用
	・所得要件	✓	夫婦の合計所得が500万円未満		自治体独自基準の場合																																
	・年齢要件	✓	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		自治体独自基準の場合																																
	29歳以下の場合	✓	各費用に係る合計が60万円		自治体独自基準の場合																																
	39歳以下の場合	✓	各費用に係る合計が30万円		自治体独自基準の場合																																
	✓	家賃	✓	住宅購入費用	✓	リフォーム費用	✓	引越し費用																													
<p>2. 申請見込</p> <p>①新規世帯見込 6 世帯 ②継続世帯見込 0 世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>上記のうち</td> <td>ともに29歳以下</td> <td>4</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>2</td> <td>世帯</td> </tr> </table> <p>【世帯数積算根拠】 過年度の事業における支給実績(令和3年度:その他1件、令和4年度:29歳以下4件、その他1件)および、市の転入者向けアンケートで結婚を理由とした数(令和3年度:9組、令和4年度6組、令和5年度12月末時点:6組)等を勘案して推定。</p> <p>(参考) 【令和5年度申請状況】 実施中 申請世帯数見込 2 世帯 ~12月(実績) 0 世帯 1月～3月(見込) 2 世帯</p>					上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		その他	2	世帯																									
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯																																		
	その他	2	世帯																																		
<p>【金額積算根拠】</p> <p><上限額></p> <table border="1"> <tr> <td>(29歳以下) 4 世帯 × 600,000 円 = 2,400,000 円</td> <td><積算></td> </tr> <tr> <td>(その他) 2 世帯 × 300,000 円 = 600,000 円</td> <td>左記上限額のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(継続補助)</td> </tr> </table>					(29歳以下) 4 世帯 × 600,000 円 = 2,400,000 円	<積算>	(その他) 2 世帯 × 300,000 円 = 600,000 円	左記上限額のとおり	(継続補助)																												
(29歳以下) 4 世帯 × 600,000 円 = 2,400,000 円	<積算>																																				
(その他) 2 世帯 × 300,000 円 = 600,000 円	左記上限額のとおり																																				
(継続補助)																																					

3. 広報の実施予定

市広報誌(市内全戸配布、商業施設等に設置)に記事を掲載する。

市ホームページ及び市SNSで周知する。

チラシを作成し、戸籍窓口で配布するほか、市内商業施設等に設置。

		KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要な業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通		合計特殊出生率		1.2 (R9年度)	0.99 (H30～R4平均)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.99 (H30～R4平均)	
	婚姻件数		件	89 (R4年度)	
	婚姻率			2.3 (R4年度)	
個別事業の重要な業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合 (アウトカム)	%	70	0
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	都道府県主導型市町村連携により、茨城県などが設立した「一般社団法人いばらき出会いサポートセンター」による結婚相談会を市内で実施する。また、地域の実情・課題や取組を同サポートセンターの結婚支援コンシェルジュ等と共有し、より効果的に事業を行えるよう検討していく。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内店舗へのチラシ設置に協力いただく。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要な業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体における少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定期間を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要な業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定期間を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。